



意見書案第 15 号

精神障がい者の交通運賃割引に関する意見書

上記、議案書を別紙のとおり提出します。

平成30年6月15日

栗東市議会  
議長 上田 忠博 様


提出者 栗東市議会議員

藤田啓仁 

賛成者 栗東市議会議員

中村易司 


賛成者 栗東市議会議員

櫻井浩司 

賛成者 栗東市議会議員

野村照美 

賛成者 栗東市議会議員

大西時子 

## 精神障がい者の交通運賃割引に関する意見書（案）

障がい者に対する交通運賃割引は、身体障害者については昭和 25 年から、身体内部障がい者は平成 2 年から、知的障がい者は平成 3 年から実施されている。これらの運賃割引を実施している交通機関等事業者は現在、ＪＲ、民間鉄道、航空、旅客船、バス、タクシーのほか、高速道路にも及んでいる。

しかし、精神障がい者については、平成 9 年から平成 10 年当時、精神障がい者家族の全国団体がＪＲ運賃の割引を求めて大規模な署名活動を実施したが、割引は実施されず、以後一部のバス、民間鉄道事業者が割引を行うようになったものの、精神障がい者が除外されている状態は基本的には変わっていない。

精神障がい者家族会の全国組織である全国精神保健福祉会が実施したアンケート調査結果（回答者約 4,800 人）によると、精神障がい者の 1 か月の平均収入は約 6 万円、そして無年金者は約 20% に上る。そして交通費の負担が大変なため「作業所に行くのをやめた」「どこにも出かけないようにしている」「外出は自転車で行ける範囲」という深刻な状態にある方が多数いることが明らかになっている。

近年、障がい者関係の法制は、集中的に整備されている。とりわけ平成 26 年 2 月に政府が批准した国際法、障害者権利条約は、その第 20 条で「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時期に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」と明記し、第 4 条で「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適当な措置をとること」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」とうたっている。

この規定によれば、交通機関事業者が運賃の障がい者割引制度から精神障害者だけを除外することは、明らかに条約に反する行為であり、このような状態に対する是正指導は、政府・行政の責任でもある。

よって、精神障がい者に、身体障がい者及び知的障がい者と同等に交通運賃割引が適用されるよう、是正指導・勧告等の措置を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 30 年 6 月 日

衆議院議長 大島 理森 殿  
参議院議長 伊達 忠一 殿  
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
内閣官房長官 菅 義偉 殿  
国土交通大臣 石井 啓一 殿  
経済産業大臣 世耕 弘成 殿  
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

滋賀県栗東市議会 議長 上田 忠博